

(社) 日本経済団体連合会 の意見

介護保険制度の改革についての意見

(社) 日本経済団体連合会

はじめに

2000年4月の介護保険法の施行後、約4年が経過した。介護保険は、利用者からの一定の評価もあり、制度として定着しつつある。

しかしながら、制度創設時の課題以外にも、予想を上回る介護費用の増大に伴う保険財政の悪化などいくつかの問題点が明らかになってきている。いずれの問題も、介護保険制度改革を早急に断行しなければならない要因であるといえる。

介護保険制度の改革にあたっては、高齢化のさらなる進展を展望した場合、年金、医療制度など社会保障制度全体として一体的に進め、経済・社会の活力を殺ぐことがないようにする必要がある。税制、財政もパッケージにした改革を示すことで、国民の制度に対する信頼感を取り戻すことが不可欠である。

この意見書では、介護保険制度の改革について日本経団連の考え方を示す。

I. 介護保険制度の評価と問題点

1. 介護保険制度における評価すべき点

利用者の視点に立った、介護サービスの選択や、公平・適正化を促す仕組みなどは高く評価できるものであり、最大限に活用すべきである。

(1) 制度の仕組みとして評価できる点

- ① 認定・ケアマネジメントなどの導入により、介護サービスの公平・適正化が図れるような設計にしたこと
- ② 在宅サービスの利用にあたっては、要介護度別に支給限度額が設定されており、また、施設サービスの利用にあたっては、要介護度別に定額給付されているなど、給付費の上限が設定されていること
- ③ 公的保険の介護サービスと保険外の介護サービスなどの自由な組合せ利用が可能になっていること
- ④ 介護給付費明細書や給付管理票など保険事務の電子化により、給付内容の比較・分析など効率化が図れるような設計にしたこと
- ⑤ 高齢者から保険料を徴収することで、高齢者が、保険料を負担する（支え手）側にも立ったこと

(2) 制度の運用結果として評価できる点

- ① 従来の措置制度から利用者の自由な選択可能な制度になったことで、利用者の心理的な抵抗感を取り除くことができたこと
- ② 家族介護者の過重な負担が軽減できたこと
- ③ 株式会社などの参入により、介護サービスの提供基盤が充実し、介護サービスの質的向上と量的拡大をもたらしたこと

2. 介護保険制度における問題点

介護保険制度の持続可能性を考えれば、放置しておくことが許されない問題点を整理すると次のとおりである。

(1) 介護費用が急激に増加し、制度の持続可能性が懸念される

- ① 介護保険法施行後、要支援者及び軽度の要介護者を中心に利用者が急増（介護給付費は年約10%程度の大幅な伸び）しており、また重度の要介護者については費用の増加傾向にある。
- ② 厚生労働省の調査（2002年5月審査分から2003年4月審査分の介護給付費実態調査）では、要支援者及び軽度の要介護者の場合、介護サービスの利用により要支援状態・要介護状態が必ずしも改善しているわけではないという結果が出ており、他方、福祉用具の不適切な利用や、一部の事業者による過度の利用者掘り起しが報告されている。
- ③ いわゆる社会的入院・入所の是正が遅々として進んでいない。
- ④ 厚生労働省の推計によれば介護費用は2004年度の約5.5兆円（保険給付ベース）から、2025年度には20兆円（同）へと増加するとみられる。

(2) 負担に公平感・納得感がない

- ① 第2号被保険者の保険料については、企業・従業員など、関係者の意思が反映できるような法定制になっておらず、介護給付費が増加すればそのまま保険料が引き上げられている。
- ② 個別の制度改正に伴い負担が増えることになり、社会保障制度全体としてどこまで負担がふえるのかが不透明であり、不信感が生じている。
- ③ 世代内の負担の不公平については、医療保険における老人保健拠出金と同様に、介護給付費納付金に公費負担の格差がある。結果として、第2号被保険者の間でも実質的に不公平が生じている。

(3) 制度内の効率化機能が十分に働いていない

- ① 市町村が指定事業者などへ委託する訪問調査が適切ではなく、とくに軽度の要介護者の認定率について、地域格差が生じている。
- ② 保険者である市町村では、介護報酬の請求内容について十分な点検が行われていない。

II. 介護保険制度の改革に向けて

1. 日本経団連の制度改革に対する基本的な考え方

「基本方針 2003」に示された「将来的にも潜在的国民負担率を 50%程度にする」との考え方のもと、限られた財源を有効に活用していくには、公的な社会保障制度は、自助努力によっても賄いきれない生活上のリスクを分担する仕組みと位置付けて、基礎的な部分に対する給付に限るべきである。経済活力の維持・向上がない限り、社会保障制度の持続可能性は担保されないことから、現役及び将来の世代の負担を過重にしないという視点を重視する必要がある。

介護保険制度の改革については、加齢に伴う要介護状態の改善という制度創設の趣旨を堅持しつつ、次のような基本的な考え方に基づき進めるべきである。

- ① 真に必要な人へ適切な給付を重点化する
- ② 負担の公平・公正及び納得性を確保する
- ③ 保険者・被保険者にとって効率化を促す制度にする

2. 今次の制度改革に盛り込むべき具体的な内容

上記の改革の理念及び基本的な考え方に基づき、制度の骨格については次のように改めるべきである。

(1) 給付内容を重点化する

介護保険制度からの給付は、真に必要な人への適切なサービスに限定すべきであり、実践経験・研究成果などに基づき、常に見直していくことが求められる。

また、介護予防の観点からは、高血圧、高脂血症、糖尿病など、現役時代の生活習慣病への取組みとの連携を図るなど、高齢者自身が継続した健康増進に努めることが必要である。高齢者の自立した生活の中で、生きがいなど活躍の場を見つけることについては、ボランティア活動で支援することが望まれる。

① 介護サービスの重点化

要支援者及び軽度の要介護者の場合、自立や、施設生活から在宅生活への移行に向けて、介護サービスは、利用者の生活機能・能力の回復、心身の状態の改善に資するものに重点化する。人は「立たなければ立てなくなる、歩かなければ歩けなくなる」のであって、要支援者及び軽度の要介護者に対しては、介護サービスを利用して、自助努力による生活の質の向上をめざすことが求められる。

介護予防は、効果として、要介護状態の防止・軽減に役立つものでなければならない。したがって、介護予防については、要支援者及び軽度の要介護者に対する介護給付をスクラップ・アンド・ビルトする形で、本人の自助努力を支援する仕組み